

養護老人施設措置費支払いの流れ

● 市（町）が本協議会へ業務委託した場合

- 1 施設は毎月5日までに本協議会へ請求書を送付し、本協議会において請求内容等の確認を行う。
- 2 協議会は各施設からの請求を、各市（町）毎に振り分け、市（町）に対し請求を行い、市（町）はその請求額を協議会に送金。
- 3 市（町）においては、施設からの請求書の内容確認は不要で、各施設へ措置費の送金作業も不要であるため、事務の簡素化が図れる。

